

皇憲

入

上

一

二

三

斯

昭和三年三月廿二日

憲政事務局

内閣

公第

二四四一

憲國內政改革運動の概況

露國ニ於テハ内政改革ノ運動其由未
 知然レハ又之ニ伴フ騒擾ニ伴フ
 出ルノ状況ニシテ毎ニ露國政府ノ過激ナル
 拘斂ニ違ヒ或ハ甚息ナル改革手段依テ
 一時鎮靜ニ停スル例トシテ用務ノ趨ク
 事柄ニ迫リ露國ノ昨年三月十日露
 曆二月二十日ヲ以テ内政改良ニ突ク詔勅
 フシテ以テ内政改革ノ大綱ト方針ト示シ
 至リテ爾來關係及各省ニ於テ多ク
 任中シテ右ニ突ク諸般ノ商榷ヲ遂ケ就
 中見ルモ重シク發展政策ノ改良ニ置キ當
 州ノ大飛大臣ヲサツテ下ニ有力ナル商榷
 會ヲ組織シ鋭意新業ニ從事シ中内政
 カ内務省トシテ其ト意見ノ衝突ヲ謀リ
 結果ニ於テ大自事ノ多ク會議長
 現職ニ就クニ及ヒ一敗失敗ニ帰シ其
 事業ニ一方ニ發展政策ノ改良ニ突ク
 方法ヲ研究シテ其ト他方ニ民出久
 士カ内政ニ容喙スル端緒ヲ用キタムル
 上ニ思フ(第四)内務省ノ發展政策ニ突ク
 記録及發展政策ニ突ク主ニ我上ノ同
 期(参照)其ノ現政ニ對シハ特殊不平ノ

声、日露交戦後、露國、我敗、五次、ニ及シ
 了、改、方、之、諸、方、面、ニ、高、マ、リ、且、眼、ノ、上、ニ、自、國、我
 敗、ノ、原、因、ヲ、以、テ、現、政、ノ、腐、敗、ニ、其、上、モ、ト、ナ、レ、
 之、ヲ、好、極、ト、シ、内、政、改、革、ノ、實、ヲ、奉、ケ、テ、シ、ト、欲、ス、モ、
 推、出、シ、シ、プ、レ、ウ、エ、ル、氏、於、ニ、刺、者、ノ、手、ニ、墮、リ、昨、年
 十、月、九、日、ヲ、以、テ、ス、ヴ、ラ、ア、ト、ポ、ル、ク、ミ、ル、ス、キ、ー、
 公、爵、
 内、務、大、臣、ニ、任、セ、ラ、レ、ク、三、年、ヲ、タ、ル、
 後、ニ、由、親、政、ヲ、改、メ、テ、之、ヲ、以、テ、既、ニ、昨、年、九、月、
 十、六、日、付、公、牙、一、五、二、年、ノ、ヲ、以、テ、且、申、ノ、改、メ、テ、
 三、年、ノ、小、シ、ク、露、國、政、府、施、政、ノ、大、方、針、ニ、シ、
 露、國、ノ、ナ、キ、限、リ、一、方、露、國、内、政、上、ニ、急、激、
 露、國、ノ、見、ル、ル、下、因、リ、望、ヒ、シ、カ、サ、レ、ト、モ、同、政、府、
 於、テ、日、露、交、戦、年、雜、言、ノ、際、ニ、内、務、大、臣、
 在、獨、日、本、公、使、館、用、
 交、談、ヲ、好、極、ト、シ、テ、力、ナ、テ、人、民、ヲ、懷、柔、ス、ル、
 方、針、ヲ、以、テ、至、ラ、ス、モ、ニ、シ、テ、同、公、爵、ニ、於、テ、
 此、方、針、ニ、準、據、シ、且、以、テ、露、國、ノ、力、ヲ、自、治、
 者、ニ、對、シ、テ、實、キ、之、ヲ、以、テ、内、政、改、革、ノ、基、礎、ト、ス、
 二、者、其、一、モ、ト、ト、シ、露、國、又、昨、年、十、月、九、日、任、
 牙、由、二、年、ノ、ヲ、以、テ、實、少、ニ、適、ニ、置、ク、
 在、露、事、業、大、使、ニ、マ、ツ、ク、ス、ル、シ、シ、氏、ノ、在、使、
 詐、ク、ハ、直、話、ニ、依、ル、モ、露、國、内、務、大、臣、
 任、命、ニ、露、國、ノ、民、多、ク、最、モ、歡、迎、セ、リ、且、大、臣、
 手、素、自、由、主、義、ヲ、推、持、ス、ル、人、
 人、民、ノ、不、滿、ヲ、充、タ、シ、事、情、許、不、限、リ、行、
 政、改、革、ヲ、實、行、ス、ル、カ、メ、又、猶、太、人、ニ、對、シ、
 種、種、的、難、意、ヲ、以、テ、之、ヲ、以、テ、露、國、内、

政ニ及ス一般ノ状況ニ目下ノ処大ニ有望
 ナリト事ニシテ、平々果ニテ、スワイアトホルク
 ミルスキーニ公爵就任格ニ先ツテ、部下ニ
 對ニ施政ノ方針ヲ示シテ、行政ノ要ヲ裁
 入民ニ向ヒ親切ニ示シ、其ノ所ニ以テ、説キ、其
 公認者ニ對シテ、厚ク、意見ヲ發表シ、
 或ハ新方針、或ハ時ヲ寬大ニシ、或ハ法律
 案ニ裁制ヲ示シ、先ニ、南ノナト、是
 迄、大臣ニ大ニ、生カ、シ、果ニ、シ、ア、リ、コ、ト、
 吾國、改革、竟モ、聊カ、シ、シ、大、臣、ニ、屬、ス、
 觀、ア、レ、モ、元、ト、廣、國、政府、ノ、大、方、針、ニ、シ、テ、
 表、動、ヲ、見、サ、ル、限、リ、以、テ、滿、足、ナ、ル、改革、
 實、ヲ、策、シ、ル、ツ、カ、ル、ヤ、ト、疑、フ、言、レ、サ、ル、也、
 在、獨、日、本、公、使、館、用、
 日、之、爵、後、和、的、政、界、ノ、一、方、ニ、後、来、對、積
 ニ、居、タ、ン、民、論、ノ、教、興、ヲ、未、ス、ト、其、他、方、ニ、
 政府、ノ、實、權、ヲ、書、年、握、ル、中、中、派、ニ、他、
 守、舊、竟、ノ、愚、心、也、及、動、ヲ、拒、キ、吾、國、
 内、政、上、稀、有、ノ、治、文、ヲ、生、ス、ル、ニ、シ、テ、
 既、ニ、昨、年、十、月、十、日、。往、電、ヲ、四、廿、日、
 不、以、敢、責、方、ニ、通、シ、置、タ、ン、カ、ル、ヲ、統、治、者、
 都、々、極、速、ヲ、示、シ、着、ク、按、續、ニ、依、
 内、務、大、臣、就、職、後、僅、ニ、一、月、ニ、滿、タ、ス、ニ、テ、
 既、ニ、大、臣、ノ、施政、ニ、對、シ、政府、部、内、對、シ、宮
 中、派、及、抗、ヲ、拒、ク、ニ、至、リ、就、中、日、大、臣、政
 界、ニ、專、制、政治、ノ、反、落、ヲ、来、シ、延、ラ、ス、憲、法、
 ヲ、附、與、ス、ニ、至、ル、ノ、危、険、ア、リ、ト、理、由、ト、シ、曰、

英善激甚ナル所以ヲ述ベシヲ匡正シテ
政体ノ正當ナル者ヲ選リテ之ヲ以テ
人民ノ身体及居住ノ不便ヲ除ク
司法官ノ独立ヲ保テ人民ノ利益
其他刑罰ニ及ビ又行政官ノ効力ヲ確保セ
ラセラルトナシ又行政官ノ効力ヲ確保セ
カガニ官吏ノ負ツキ民事上ノ責任ヲ
決定スル人々ヲ設ケテ社会的需要ヲ充
實スルカガニ信仰ノ言論出版集会及
結社ノ自由ヲ許シ其ノ必要ナルモノ又
婦女及社會ノ健全ナル者達ヲ期セシメ
ラシテ自治ヲ成セシムルニ若クシテ而シテ
人民ノ最大多數ヲ在ルルカ故ニ之ヲ收
束シテ
在獨日本公使館用
本的改革ヲ計ルセカガニ長民ト他階
級ニ屬スルモノトナシ凡テ人民ニ一
權ヲ與ヘ行政官ノ無益ナル干渉ヲ能
ク權利保護ノ自的ニ向ヒ完全ナル司
法制度ヲ作ルコトナシ而シテ市場
ヲ改造シテ地方ニ必要ナル事業ヲ
立自営ニ任セシメ人民ヲ代表者ヲ
選舉シテ之ヲ監督シ且行政官ノ監督
ヲ爲サシムル必要ナルモノトシ且
治政ニ必要ナル事業多ク難ナル時
ニ當リテハ
ストヴオ代表者ヲ集メテ之ヲ以テ
自由意思ニ依リ選舉シテ之ヲ以テ
代表者ヲ集メ
之ヲ以テ協力ニ依リ國務ヲ行フニ
至ラシメ

表者、抑々其ノ種々シテ法律ヲ制定シ又
 相授ク賦課スル下ノカス、大臣ヲシテ人
 民代表者、尙シ賦課ニ對シ、適任者任ラ
 官ハシテ以テ行政官事ハ、行爲及事務分
 法律上有効ナル下ヲ保征スル下ノ四項シ
 兼テ最モ之ハ、如ク富強法トシテ成ニ
 基キテ、憲國内法上ノ捕生事ヲ改定スル
 絶対的ニ必要ナル、思ハルシテ、動カカ
 ルニ確信ト爲シ、國カ現在、邊境ニツク
 多難ナル事情トシ、此上ニ、根本的
 改革ヲ莫クシ、此ノ爲メ、權限ヲ全無ニシ
 民中ヨリ自由ニ撰出スル代表者
 會我ヲ召集シ、又テ撰定スル日迄
 在獨日本公使館用

道中ニ政治及宗教上ニ起程者、大教ヲ
 宣告シ、且ツ人民撰定權限ノ自由及
 撰出セシムル代表者、不可侵ニ其ノ必要
 法條上ノ条件付ク確多シ、其ノ適否ニ
 置テ、其ノカサカシク、宣旨ニ、此ノ
 亦法カ各種ノ法律、其ノ内容ニ七美
 似、其ノ爲メ、頻出スル中、其ノ
 國政府、神主トシテ、教示スル、同日、其
 モスコウ市會カ、其ノカサカシク、提出スル
 内政改革ニ、其ノカサカシク、提出スル
 多難後、其ノカサカシク、提出スル
 之ノカサカシク、提出スル、其ノカサカシク、提出スル
 内務大臣ニ、提出スル、其ノカサカシク、提出スル

先づ(一) 検査員書に先ツモスコウ市政ノ現況
 及テ政府トノ關係ヲ述テ自治制ノ不備
 行政ノ欠点トシテ之カ救済法トシテ
 行政及地位ニ對シ法律ヲ以テ人民ヲ保護シ
 二階級及地位ニ應ジテ後者ニハ除おせテ
 全度ニ三信仰言論出版集會及
 結社ノ自由ヲ保障シ四人民ノ自由集會
 係代表者ノ協力ヲ是ホ、根本的的改革
 ヲ確シシ五人民代表者ヲ行政官ノ行
 為ニ對シテ監督ヲ加ヘシテ絕對的
 必要アリトテ對言權ヲ與ヘテ不日月十七
 日ノ勅令ヲ發シ五百九十名ノ代表者ヲ
 係者ハ各地方ニ於テハ工業利益ヲ保護シ
 在獨日本公使館用
 方格ヲ備フルトシタルハ、トニ、
 席上政議及之爲少民ニ爲法ヲ附
 ニアサレハ、爲自由ノ業ヲ以テ効ニ保
 以存不の能ナリトシテ、
 及モスコウ
 内政事務
 及モスコウ
 者集會ノ場
 及モスコウ
 者集會ノ場

海軍一八九四年十月十日、海軍省に於て大學生を
 其の他諸島に於て校男女の學生を五百人以上
 として、群集し、木口スカーフ通令を合して示
 戒し、自由の歡迎に、我等の中止せしめ、
 呼ぶ革命の記銘アル二箇の大赤旗の取出
 公衆の方面に集答せしむるに及、騎馬若
 徒歩、憲兵共、赤旗の取出し、赤旗の取出
 者及抵抗者ヲ拘り、此の學生の二二箇、赤
 旗の取出せしむるに及、赤旗の取出せしむる
 下、赤旗の取出せしむるに及、赤旗の取出せしむる
 及、赤旗の取出せしむるに及、赤旗の取出せしむる
 在獨日本公使館用

他より中野の群集もツバルスカイヤ街に集るに
 華市、歌々唱へ政府反対、記録アル赤旗の
 指し居るも為る程、並に並ぶコサツク兵二隊ト
 一掃、衝突あり、生じ、際暴行、者中、二巻
 銃ヲ放つて、中野、及、板敷上、群集、散
 旗手ヲ捕く、日赤、他、街路ニ於テモ、騷擾
 あり、中野、是、亦、赤旗、群集、中野、三人、重
 傷、右、中野、生じ、中野、巨魁、ト、身、せ、し、し
 四十三名、捕、留、せ、し、法、廷、ニ、移、サ、レ、シ、他
 拘引、せ、し、中野、名、に、及、ク、解、放、せ、し、五、十、九、名、モ
 示、威、(中野) 勅、令、の、下、に、中野、を、懲、り、及、テ、制、止
 せ、し、三、十、二、名、ノ、捕、留、者、中野、生、じ、中野、ノ、止、り、中野、
 事、中野、中野、
 在獨日本公使館用

事一身に傍る其人に三ヶ月の滞り
 或は其の事余名曰く十一月五日の
 改革案を以て部勅の若くは内閣
 府の告示として之を公布せしむ
 此の爲め並に政府の一方に於て内閣改革に
 関する御成の案を以て傍ら他方ニ於て
 民権の増進に於ける懸念なる所を以て内閣
 府に十一月五日の告示を以て及ぼすこと
 ありしに依りて代表者より建議及
 改革案に對して右の憲法政治の創設の
 目的と目的とを以て爲る由根拠を以て
 示されしに依りて理由として却下せし
 事り其の傍らに於ける方々亦之を以て
 在獨日本公使館用
 記爲るに依りて依りてモスコウ
 在りしに依りて前掲モスコウ市會
 議の市制に對する懸念なる所を以て
 抗戦の事案に對して市長に對して
 會の権限に屬せしむべきに依りて
 對して之を以て黙認するに依りて
 又十二月二十二日爲る官報に依りて
 前掲モスコウ市會議の市長に對し
 てモスコウ市會議の市長に對して
 向て之を以て改革案に對してモ
 連自書り電報に對して之を以て
 之に對して之を以てモスコウ市會

繁栄ハ由キ也全人民之皆ニ中ニスルニ其
 コトヲ知レシ我カ長民ノ同情ニ合フキ中疑シ
 容レスト雖ニ進テ人民ノ多ク進シテ
 状態ヲ改良スル下ニ其カ其進シテ
 可シテ既ニ其事業ニ向テ歩ラ進シ居
 レラトテ言フコトヲ其事業進シ居
 状況ト午後ノ計畫ニ宣言シ居
 民ノ廣大ナル需要ノ範圍ニ打算シ
 左ノ諸項目ツラ國好及社会生活ノ心
 當ナル救済シ居ルニ其カ其進シ居
 要ニ凡シ法律ニ有テ帝國ニ於テ其カ其進シ居
 要ニ凡シ法律ニ有テ帝國ニ於テ其カ其進シ居

在獨日本公使館用

此ノ人民之ヲ進シ居ルニ其カ其進シ居
 保護セラカメ及市價体ニ其カ其進シ居
 章ニ其カ其進シ居ルニ其カ其進シ居
 のカ其進シ居ルニ其カ其進シ居
 階級ノ代表者ヲ其カ其進シ居ルニ其カ其進シ居
 牙三、怯延ノカ其進シ居ルニ其カ其進シ居
 上必要ナル統一カ其進シ居ルニ其カ其進シ居
 確保スルキコト

牙四、制を造計、工作場及工場に於ける労働
 者保護、爲るに既に不平等なる所あり、其
 更ニ之を擴張するに國を好む労働者ヲ
 保護せん、其法ヲ改訂スルに至リキ下、
 其元、公法ヲ書せん、犯罪者、臨出スル
 時代ニ制多ク、其特、知法ニシテ行政官
 ガ之ノ適用ヲ爲るニ當り、斟酌ノ餘地
 大ナリモ、之ヲ改正シ、且ツ之ヲ通用スル
 用、其少限ニ止リキ下、
 牙六、自由権、其法ニ定むる信仰ニ要ス
 允許ヲ推得スル、希望ハ既に之ニ在リ
 年、其法、二月、二十、六日、運動ニ依り、之
 ン表、之を以テ、法律、身ニ之ヲ確保セ、
 在獨日本公使館用
 由、其ニ屬セ、其心、其者、及、異、教徒、
 年、其、宗教、傳、傳、及、復、入、權、打、規
 定、其、法律、ヲ、改、訂、シ、又、宗、教、上、儀、典
 務、之、ニ、加、ル、制、限、ニ、シ、テ、後、法、律、ニ、以
 テ、之、ヲ、行、政、手、続、ニ、シ、テ、凡、之、
 之、爲、止、ス、ル、事、業、ヲ、行、ハ、ス、キ、下、
 牙七、現行ノ法律ニシテ、外國人及居留者、必
 内、其、法、力、ニ、任、セ、ル、者、ハ、權、利、ヲ、制
 限、ス、ル、事、業、ニ、シ、テ、改、訂、シ、テ、其、制、限、ヲ
 減、少、シ、テ、其、事、業、及、居留、人、ノ、利益、上
 必要、ノ、制、限、ヲ、行、ハ、ス、キ、下、
 牙八、現行ノ出版法中、其、益、ノ、制、限、ノ、廢
 止、之、出版、ノ、要、ス、ル、事、業、ニ、シ、テ、其、法、律、
 已、自、自、規、定、

せん制限ニ遵據セラルル一
 露帝ニ右八項目ヲ列挙スル所既ニテ
 教ニ審議セリ所ニモ上記ノ如ク
 遵據ニテ迅速且完全ニ内政改革ヲ
 実行スルノ力セリテ五ツルヲ編成スル
 事一其目的ニ向ヒ實際有司共同致シ
 要スル者ヲ速ニ裁断ニ露帝ハ大臣等
 會ニ向ヒ上記ノ諸項目ニ要スル自己ノ意見
 ヲ陳スルコトヲ最良ノ方法トシテ
 短時ノ内ニ之ニ審議ノ結果ヲ露帝
 指シテ之ヲ上ノ命ニ付スル
 露帝ハ政府ニ右勅旨ヲ公ニシテ其
 旨ヲ授ケテ内政改革ニ對シテ政府
 能ハル所ニ盡シテ之ヲ遵據スルコトヲ
 政府ニ先ツ昨午特使ヲ送リテ其旨
 及内政改革ノ要スル命令ヲ確シテ
 聖意ヲ人々ニ發表スルコトヲ及ヒ
 見ニ新舊又ニ諸國體論議ノ種
 手極希ニ内江ツ起シテ其旨
 者ノ地方カントニ或ハ教
 者國體論議ノ精神ニ基キテ
 要スル所ニ盡シテ其旨
 國體トテ矛盾ナル改革ヲ
 此ニ虚偽ノ幸福ニ眩惑セラルル
 又此等ノ如ク動カセラルル
 利益ニ歸スルコトヲ自覚セサル
 事ニ至ラズ

在獨日本公使館用

在り大改革の急務と事任せらるるに同氏が再
 為由政府の實権ヲ掌握せん傾向アリ
 示し居るにカキ又一面、改革運動者ノ多数
 二青年ヲ大学トシ生及社會党トシテホ、過激政
 論ニ向テ有リ者セシ國會議員政治ノ輪ハ三黨トシ
 陸揚シテ、新進論者ナリトモ時勢ノ必要
 驅ラレテ急進論者ニ豹者シ現政ノ改革
 策ヲ打破スルニ根本的改革ヲ對シテ
 他ニ良策ナシト主張スル者ナリトモカキ
 注目スルキ改革者ト思料セラルル也
 是ホ改革運動者ノ望ム所也政府ノ定ル
 方針トナリテ直ニ華政の手取ヲ示ルカキ
 後候ハ、言明セラルル所ノ如ク蓋シ全國民
 ノ多數の支持ヲ得んニ概ニ主眼トシテ
 ア只上層ノ信仰ニ務ムル所ナリトモ信仰
 信者方トシテ改革ヲ遂行スルニ軍隊ノ威
 力ヲ用ヒテ強クシテ之ヲ遂行スル所ナリトモ
 毎如ク訴フルニ益ナシトモ示レシキ、只改革
 運動者ハ、一面、極力ノ力ヲ用ヒテ、目的
 制政府ニ抵抗シテ、以テ其目的ヲ達スル
 力ヲ得ルニ努ムル所ナリトモ、又被テ思ハル
 並ニ勢力漸次ナリトモ、作人トシテ使備
 及、教育、長民及労働者ニ普及スル時ニ
 爲由政府ヲ経テ、軍隊モ定メテ、全國民
 振スルカキ、其環境ニ沿ヒ、時ナキトモ保セサル
 一面、爲由政府カ党ニ角此ノ如キ内政改革

在獨日本公使館用

八百三十五年ナリホセ。第一革命失敗、
 此會のニ當リトシテニ會合スルモノハ大學生代
 々トモ學校七校及及名士ハ文學者有彩也
 記者ホナラシトニ口を注目スキナト。田ハ又
 重シクセルストヴオニ中ニ内ト協議シテ遂ニ後
 備兵中隊校與費用シ地チハ員相ナリ
 除キシラ國府又作ニ務サントスニ運ニ動カセ
 ツアリ又モスコリ。オデツサツルメ全團入重
 市府ハ全團市府代表者カ、會合ナリ非ク
 然ク政府ニ建白スル、後議ヲ為シテ他者
 種チ方内ニ整テ益々政府及対テ身始言
 アリテ政府ニ地方ナリニ對スルハ持テ嚴
 重ニシテ市府ニ控ル民端ハ長波及
 在獨日本公使館用

此會ハ
 革命黨
 組織
 中心

此會ハ
 革命黨
 組織
 中心

時勢の如く當り各勢力の衰へるに或るは意欲を
 電報に依りて露の由を察するに倭軍降参るに
 晩る免れしかに上りて見期に於ては其の如く
 失望の情有りて僅にステツせん將軍下
 其の務順の勇敵たる防衛者の方を以て
 露の軍事上は名譽を維持せん下り得る
 トテ對して所より其の如く其の如く其の如く
 其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 人々に一致して之を當らざるに於ては其の如く
 此の人心の沮喪ヲ興奮せしめ其の如く其の如く
 此の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 他は此の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 二乃ホシとん 形勢の如く其の如く其の如く其の如く
 在獨日本公使館用

一般人心の概子は海軍平和の希望に
 政府及對者に務順降参るに於ては其の如く其の如く
 治癒亡名の能くして之を非難論者
 戦争中止の時機は其の如く其の如く其の如く
 解は其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 平和の望しむるに於ては其の如く其の如く其の如く
 此の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 多量に異同上首に務順降参るに於ては其の如く其の如く
 此の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 大打撃を蒙るに自認し官民一致して其の如く其の如く
 其の如く其の如く其の如く其の如く其の如く
 直後には現政府の如く其の如く其の如く其の如く
 此の如く其の如く其の如く其の如く其の如く

三島は敵を唯一層危険なる獅子牙
 中、蠶の除く唯一の才也、ここにナリト本
 略ニ政府當局の者、各能くこころをなすめ、
 却て有害者、下り明破、こころをなすめ、
 有、身、死、而、又、多、事、業、社、云、の、様、に、
 ナル、ヴ、イル、デ、上、バ、ヤ、の、ド、モ、ス、チ、に、格、別、に、
 務、る、所、因、り、速、了、之、し、政府、が、要、の、要、防、備、
 不、充、下、し、た、下、り、及、び、こ、こ、ろ、に、サ、リ、こ、こ、ろ、
 元、ニ、シ、ラ、テ、帰、ス、ル、武、に、當、り、そ、の、カ、チ、を、我、
 對、我、に、對、し、沈、黙、の、守、り、を、な、さ、ん、若、し、
 能、く、我、に、こ、こ、ろ、に、一、々、事、の、自、由、に、後、
 吐、き、出、す、下、り、の、め、り、に、ナ、リ、ト、セ、エ、ス、ト、ウ、エ、ス、キ、
 艦、隊、に、既、に、去、年、九、月、德、順、に、即、着、目、
 在、獨、日、本、公、使、館、用、
 三島はナリトシテ痛みの政府當局者、我、
 對、し、拍、味、激、重、ニ、シ、テ、民、痛、の、難、重、
 々、々、罪、ヲ、斷、つ、兵、了、又、進、歩、主、義、に、
 手、差、の、ハ、オ、オ、ア、ラ、レ、シ、ヤ、ニ、對、抗、せ、ん、ル、ニ、
 一、月、三、日、我、上、に、控、り、爲、す、由、に、自、
 心、に、對、し、此、情、に、キ、深、く、痛、ヒ、テ、痛、
 打、撃、を、被、り、タ、ル、也、若、し、我、の、由、に、シ、テ、之、か、め、
 出版、此、の、如、キ、ト、ナ、ス、大、は、民、衆、の、自、身、
 上、に、ナ、ル、カ、ラ、ス、也、こ、こ、ろ、に、三、對、し、テ、
 思、考、す、所、の、上、院、に、對、し、テ、カ、ラ、ス、事、業、
 政府、に、食、料、力、の、切、ス、テ、如、比、由、に、大、
 銀、元、に、打、撲、下、能、い、に、ナ、リ、子、に、百、三、
 手、に、據、和、を、地、位、に、立、ち、上、り、人、に、
 手、に、據、和、を、地、位、に、立、ち、上、り、人、に、

如キ消過激ニ失スルノ嫌ナキニテラス右ノ向ニ
テモテ可ニ座タシカクモスユリノゼハストロ
ウシテノ袖ヲ多ク自己ノ友ノ爲ニ係ル上書
可也モテモ未タ之ヲ勅矣モテモ短日
ノ古ニ自己ノ政信ニ翻弊セシテ帝ノ
勅旨及政府告示ノ出カレ見ラ大ニ失
望且激自ヤニタリニナルノ是ホ事情ノ
ヨリテテ自然激列ナル語也ラ用井モント
知ルセシ能ハ共免モテ用ハ公署ノ如キ有
力者ノ口ヨリハ直言言ハシタリニハ
モハハニ革命的内乱ノ見ルニ至ルノ傾向
アトシテモノト認メテ大ニ過ナカルニト思
料能

在獨日本公使館用

右電信ノ説明書及具敷書致具

西曆三十八年一月七日

在獨日本公使館用



如後ノ長男貴村書ハ大ニ致殿

お仲見ス